

報告第17号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月29日提出

豊川市長 竹本幸夫

(建設部関係)

1	専決年月日	令和元年10月18日
	相手方	豊川市在住の40代男性
	損害賠償の額	30,780円
	概要	令和元年8月22日午前8時30分頃、豊川市御津町 広石石堂野111番2地先の市道において、道路に張 り出した雑草が相手方の配偶者の運転する自動車に当 たり、当該自動車の一部が破損した。